

重要なお知らせ

令和4年10月から初診時・再診時の選定療養費が変更となります。

選定療養費とは、「初期の治療は地域の医院やかかりつけ医で高度・専門医療は200床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

当院は病床400床以上の「地域医療支援病院」であり、紹介状なしで受診された患者さんから定額以上の徴収が義務づけられています。

令和4年度の診療報酬改定により、令和4年10月からの選定療養費が下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

《初診時選定療養費》

他の医療機関からの紹介状を持参せずに受診された場合
(医科・歯科別)

令和4年9月30日まで

5,500円(税込)



令和4年10月1日より

8,800円(税込)

《再診時選定療養費》

当院より他の医療機関等に対し、紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診された場合

令和4年9月30日まで

2,750円(税込)



令和4年10月1日より

4,400円(税込)

※受診の都度ご負担いただきます

《徴収の対象とならない場合》

- ・救急車で来院し、緊急な診療を必要とした場合
- ・国または東京都の公費負担医療制度受給者が受診する場合など
- ・災害により被害を受けた方が受診する場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合